

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

- ・博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。
- ・審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員 3 名以上とし、主査を 1 名、副査を 2 名以上とします。審査委員には、当該研究科委員会以外の者を含めることがあります。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間（学位規程第 23 条）

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後 1 年以内に終了します。

③ 審査結果

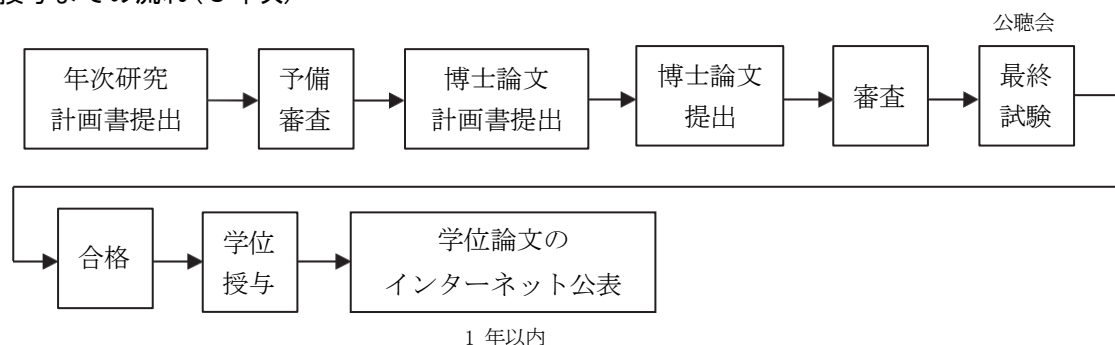
博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士論文審査基準

博士論文の審査にあたっては、以下の審査項目をふまえて、総合的に評価します。なお、各専修において、分野の専門性に応じて独自の観点を加えられることがあります。

- (1) 研究テーマの選択が適切であり、研究目的が明確であること。
- (2) 研究テーマにそって、先行研究を十分に踏まえていること。
- (3) 研究テーマにそって、研究の方法が適切であること。
- (4) 研究資料やデータの収集が十分であり、その処理が的確であること。
- (5) 研究資料やデータの分析、解釈が適切であること。
- (6) 記述にあたって、論理に破綻なく、叙述が一貫していること。
- (7) 新しい発見があり、新たな知見がえられていること。
- (8) 学術的に高い価値を有すること。

4 学位授与までの流れ(3 年次)



5 スケジュール(3年次)

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
「年次研究計画書」の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	10月末まで	4月末まで	—	—
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2月中旬まで	8月末まで	—	—
「博士論文提出書/学位申請書」・学位論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5月末まで	11月末まで	5月末まで	11月末まで
学力確認※2	—	—	6月	12月～1月
最終試験(公聴会)〔課程博士〕※3	6月20日～30日	1月7日～30日	6月20日～30日	1月7日～30日
学位論文の試問(公聴会)〔論文博士〕				
審査報告書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	7月上旬まで	2月中旬まで	7月上旬まで	2月中旬まで
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃	9月18日頃	3月23日頃

※1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3カ月前までとすることができます。また、「博士論文計画書」提出には、所定期日までに主査・副査(予定者)3名による予備審査が必要です。

「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

※2 学力確認(専門科目・外国語)は公聴会とは別に行います。

※3 公聴会は、上記日程に実施します(日曜・祝日を除く10時～18時)。ただし、やむを得ない場合には日程を変更する場合もあります。

6 学位論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第19条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得なければ、提出することができません。

また、上記に加えて、

(1) レフェリー制の学会において口頭発表(ポスターセッションを含む)を1回以上経験するとともに、レフェリー制の学会誌に論文1篇以上が掲載されていることが望ましい。国際学会誌に公表された論文1篇以上を有する場合には、そのみで可とし、国際学会での口頭発表を1回以上経験している場合には、他の公開性のある学会誌・学術雑誌・紀要及び文部科学省助成金による研究報告書などに論文を1篇以上公表していれば可とします(その他、詳細規定は各専修の定めるところによります)。

(2) 外国語学力確認(2カ国語)に合格しなければなりません。

ただし、博士(課程博士)の学位を得ようとする者は以下のいずれかの要件を満たせば、外国語学力確認を免除します。

(1) 入学試験での受験外国語(社会人入試合格者は、口頭試問の外国語)

(2) 指導教員による研究指導

7 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。